

議会運営委員会

令和6年3月14日（木曜日）午前11時40分開会

出席委員（8名）

委員長	中里康寛	副委員長	鈴木伸彦
委員	森本彰伸	委員	益子丈弘
委員	星宏子	委員	平山武
委員	相馬剛	委員	中村芳隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	山形紀弘	副議長	眞壁俊郎
----	------	-----	------

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

事務局長	高久修	議事課長	相馬和男
議事課長補 佐兼庶務係 長 主査 (係長級)	小高久美 室井理恵	議事調査係 長	長岡栄治

議事日程

1. 開会
 2. 挨拶
・委員長
 3. 協議事項
 - (1)令和6年3月那須塩原市議会定例会議について
 - ①追加提出案件について
 - 市長提出案件……………2件
(即決案件)……………件
 - 那須塩原市税条例の一部改正について
 - 令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）について
 - (2)オンラインで行われた「請願・陳情」の取り扱いについて
 - (3)質問時の傍聴者への資料提供の検討について
 - (4)委員会における議員間討議テーマの事前通告について
 - (5)その他
- 次回開催 4月12日（金）午前10時～ 303会議室
4. 閉会

開会 午前11時40分

◎開会の宣告

○中里委員長 皆さん、お疲れさまです。

----- ◇

◎挨拶

○中里委員長 全員協議会、長時間にわたりお疲れさまでした。この後も午後1時30分から予算常任委員会全体会の開催がございますので、効率的な運営に御協力くださいますようお願いいたします。

----- ◇

◎協議事項

○中里委員長 それでは、3の協議事項に移りたいと思います。

まず、(1)令和6年度3月那須塩原市議会定例会議についてでございます。

追加提出案件がございますので、市長提出案件が2件、まずはこちらのほうに移ります。

まず1つ目が、那須塩原市税条例の一部改正についてでございます。

○長岡議事調査係長 もう説明は全協でさせていただいた内容になります。

○中里委員長 で、内容については先ほど説明がありました。

国の地方税法等の一部改正に伴いまして、市税条例の雑損控除の適用対象を改める内容であります。追加案件の取扱いについて、御意見を伺います。

益子委員。

○益子委員 これは即決案件でよろしいのではないかと考えます。

○中里委員長 益子委員から即決で、最終日即決案件として取り扱ってはどうかという御意見でございましたけれども、そのほか御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○中里委員長 なければ、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、令和5年度那須塩原市一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

これについては、道の駅明治の森・黒磯の工事期間延長に伴いまして、工事監理業務委託料の繰越明許費の設定を行う補正予算であります。

こちらの追加案件の取扱いについて、御意見を伺います。

益子委員。

○益子委員 こちらの繰越明許の絡みなんですけど、こちらも即決案件でよろしいのではないかと考えます。

○中里委員長 今、益子委員から、こちらも最終日の即決案件として取り扱ってはどうかと御意見がございましたが、皆さんほかに御意見はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○中里委員長 それでは、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○中里委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

それでは、(1)を閉じたいと思います。

次に、(2)のオンラインで行われた「請願・陳情」の取扱いについてに移りたいと思います。

まず、ちょっと最初に、この次の(2)、(3)、(4)については、今日は議論を行わずに、まずは頭出しという位置づけでございますので、説明を聞いて後ほど皆さんから御意見を伺うような形を取りたいと思いますので、議論モードに入らないようお願いいたします。

それでは、事務局から説明のほうをお願いいたします。

事務局。

○長岡議事調査係長 それではこちら、オンラインで行われた「請願・陳情」の取扱いについて御提案するものです。

こちらは事務局から御提案させていただく内容となります。

まず、この前提という一番上のところを御覧いただければと思うんですけども、令和6年4月1日からオンラインによる提出というのが、地方自治法の改正に伴いましてできることとなっております。法律上。

じゃ、具体的なこの2番目の改正点、どういったことかということなんですけれども、申請者の方、請願・陳情を出される方が、マイナポータルとかを使いながらマイナンバーで認証して、この認証確認したということで、データで、オンラインで議会に請願・陳情を出すことができるというような中身となっております。

続いて、現在の本市議会のルールということで、この3番、変更ルールということで、議運の3日前に出されたものについては、その定例会の中で扱うことになっていきます。次の112番は、郵送等により提出されたものは全て議長預かりとするというふうな諮り方となっております。

参考にちょっとこちらの資料を送ります、

すみません。

じゃ、請願・陳情の取扱いということで、一番上の請願をまず見ていただきますと、直接持参いただいたものについては、現在は委員会付託をしますよ。郵送で来たものについては議長預かりをして、サイドボックスに格納して議員の皆さんに周知をするというような、その二通りがあります。

その下の陳情要望書につきましても同じです。持参したものはお諮りしますし、開封の方法もありますけれども、郵送されたものというのはサイドボックスに格納するというような取扱いがされているところでございます。

じゃ、もう一度、すみません、先ほどの資料にお戻りいただきまして、続いて4番、他市の状況ということで、オンラインで出てくる請願・陳情、各市議会でもどんなふうに考えていますか、一応を聞いてみました。本市ほど危機感を持っていないというか、そんなのあるのというようなちょっと反応がございまして、考えていないですというのが県北の状況でした。

ただ、法律上、やはり4月1日から来る可能性というのはもうありますので、取扱いというのは決めていただく必要があるというふうには思っております。

で、5番、論点になります。

オンラインで出てきました請願・陳情を、じゃ、持参したものとして扱うのか、それとも郵送としたものとして扱うのか、はたまた、また別の取扱いというのを作るのか、そういったところの考え方になるのかなというふうに思っております。

で、こちらを考えていただくに当たりまして、6番、補足ということで、現在、議長預かりとして来ているものってどんなのあるのかなというものになりますけれども、こちら令和5年度に届いているものです。例えば、統一教会との関係断絶を求める声明。

〔「議会図書室に入っているんですかね、それ」と言う人あり〕

○長岡議事調査係長 はい、サイドボックスにもう格納されております。

例えば、インボイスの延長見直しを求める陳情。国に対してそういうことを言ってくださいというような内容。

基本的には、市政ではない。国全体の内容ですとか、あとは宗教の話ですとか、そういったケースというのがほとんどです。

で、出ている現状としては、年間四、五件程度出ているというのが現状になっております。

仮に、じゃ、オンラインのものをどう扱うかというのを決める場合、検討の内容として

は、新たなルールをつくる場合は改正も必要かな、先例のほうも改正が必要かなというふうにも考えてございます。

で、今後のスケジュールですけれども、本日、先ほど議運長のほうでおっしゃっていただきましたとおり、頭出しを今回させていただきまして、次回、4月12日、また再度議運の開催を予定してございます。そこで皆様の御意見をいただきまして、翌5月16日の全協で了解をいただいた後、6月定例会議からの適用をしたいなというふうな考えてございます。

説明としては以上となります。

○中里委員長 説明ありがとうございます。

内容としては、今まで那須塩原市議会では、請願・陳情というのは、自分で持ってくるか、あるいは郵送で受け付けていたわけですけれども、法改正によりましてオンラインでの提出が可能になるということでもあります。

で、このオンラインで提出されたものについては、今後どのような取扱いをしていけばよいかということ、この議会運営委員会ですっかり話し合っていかなければならないというところでもあります。

先ほど説明があったように、今日は頭出しというところで内容を理解をしていただいて、次回の4月12日の議会運営委員会でご各派に改めて意見を求めたいというふうに思いますが、今この時点で分からない点などございましたら、何かあればと思いますけれども、大丈夫ですか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 じゃ、なければ(2)は閉じたいと思います。

続きまして、(3)のほうに移りたいと思います。

(3)は、質問時の傍聴者への資料提供の検討についてということでございます。

こちら事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○長岡議事調査係長 では、配信させていただきました質問時の傍聴者への資料提供の検討についてでございます。

こちら、議長のほうから諮問という形で議運のほうをいただいている内容となります。

現在、一般質問、また、会派代表質問なんかでも、資料の掲示というのはできる状況になってございます。本を出していただいたりとか、フリップを置いていただいたり、そういうふうな状況があるわけですけれども、そのお示ししている内容というものを、さらに皆さんに広く知っていただきたい。特に、傍聴に来ていただいた人に、より良い情報提供

といったものがないかというような御提案をいただき、こちら資料としてまとめさせていただきます。

2番目の現状ということで、見ていただいたとおり、令和5年度の実績としては、平均大体4名程度、質問時に資料の提示が行われているという状況がございます。

続いて、3番の例規等です。こちら、質問時において、掲示物を提示する場合は前日の5時までに出してくださいといったルールになってございます。

他市の状況ですけれども、県北の市町におきましては、傍聴者への提供というのは今現在行われていないというような状況を聞いております。

続いて、5番の論点になります。

じゃ、その傍聴者への資料提供というものを、まずはやったほうがいいですか、どうしますかといったところの御意見をいただければと思っています。

続いて、2番目に、じゃ、どこまでの資料を提供しますかというふうなお話、あるかと思えます。

資料の内容によっては、フリップに入っている大きさのものもありますし、あとはのぼり旗とかで出されたケースなんかも過去にはあったかと思えます。そういったものをどこまで出しますかといったところの御議論、必要かなと思っております。

で、③番ですけれども、じゃ、資料提供の形、具体的にどうできるかというお話なんですけど、事務局で持っているコピー機の大きさがA4とA3しかないといったところで、紙での提供というものを想定した場合に、どうしてもその定形の中に入れなくちゃいけないかなというふうな、資料をお配りする際には入れなくちゃいけないかなというふうな想定がございます。

で、仮に手続、実施するといった場合の手続安のほうもちょっと併せて掲示させていただきました。

今現在、議長に許可を求めるために、5時まで提出をいただいておりますので、その資料の中で、傍聴者にも出したいのか、出したいくないのか、そういったところの質問者の方の意向というのをお示しいただくことも可能な。仮に、10枚あって、そのうちの、じゃ、2枚だけ出したいよとか、そういった選択も方法としてはあるのかなといったところで御提案するものです。

で、2番目、当日までに事務局で印刷をさせていただきますまして、3番目、傍聴受付のところ印刷物として置くというのを想定しております。

仮に、お渡しするというのもちょっと考え

たんですけれども、何番目の一般質問までいらっしゃるかって人それぞれなので、やはり必要な部数を置いておいて行き来する、知りたいな、聞きたいなと思った人の資料をお持ちいただくというスタイルのほうがよろしいのかなというふうに考えております。

最後、こちら実施に向けてのスケジュールになりますけれども、先ほどと全く同じです。6月定例会に向けて実施するために、次回御意見をいただき、5月の全協で意思統一、そして6月から実施という案を提案させていただきます。

説明は以上です。

○中里委員長 ありがとうございます。

議長提案による諮問ということで、議長から質問時に、その画面を見ていらっしゃる方はインターネットの画面を見ているので、資料が拡大されるので分からないんですけども、傍聴されている方が資料が手元にないので、せっかく傍聴に足運んでくださっているのに資料がなくて分かりづらかったらあれかなということで、議長からこういった提案がございました。

今の時点で、皆さんから何か分からないことはございますか。

じゃ、議長から。

○山形議長 諮問していただいてありがとうございます。

今回、資料の提供の方が非常に多く、一番最後に感じた齊藤誠之議員の標識の画像が、結構多岐にわたって、すばらしかったのですが、執行部と議員にしか、そのタブレットで配信していないので、傍聴されていた方がきょろきょろきょろきょろ、何だ何だというようなことで、何か少しかわいそうだなというふうな気がしたので、これを機に傍聴者の人たちもしっかりと資料の提供できればということで、議運長に相談させていただいた結果、今回こういうふうなことになりましたので、諮問していただいてありがとうございます。

○中里委員長 ありがとうございます。

あくまで今日は頭出しということで、次回の4月12日の議会運営委員会で各会派から御意見を伺いたいというふうに思っております。

(3)については閉じてよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○中里委員長 では、続きまして、(4)に移ります。

委員会における議員間討議テーマの事前通告についてということでございます。

こちら事務局から説明をお願いいたします。

事務局。

○室井主査（係長級）では、こちら、私のほうから説明させていただければと思っております。

委員会における議員間討議テーマの事前通告についてということでございます。

1番、趣旨です。

今年度、議会運営委員会では、議員研修においても議員間討議の活性化をテーマに研修を行ったところであります。また、視察についても実施したところであります。前回の議会運営委員会でも議長のほうから、議員間討議に事前通告ができないかということで御提案いただいたこともありまして、改めまして議員間討議の運用について御検討いただければということで、今回資料を上げさせていただいております。

2番、研修を踏まえた議員間討議の目的ということで書かせていただきました。

①事前通告とすることで、議案の要点整理など、各議員の皆様が事前準備の時間を設けられて、当日の討議間討議の活性化を図れるのではないかなということで、書かせていただきました。

また、②番、③番といたしまして、そもそも議員間討議というのは、合意形成に向けて話し合いを進めていくということが前提にあるんですけれども、その前の論点整理であったりとか、各議員がそれぞれの立場からの意見というものを聞いて、お互いの立場なんかを理解し合った共通認識をつくるということも、議員間の討議の目的であろうということで、改めてこちらに書かせていただいたところです。

3番、方針ということです。

実際にどのように実施していくかということを書かせていただきました。

今まで、もちろん常任委員会で議員間討議を実施しておりますので、その流れは変えずに、プラス、委員会に付託される議案の中で、自分が議員間討議を行いたいと思ったテーマを事前に常任委員会単位で募集していただいて、委員会の審査の中で議員間討議を行っていただければと考えております。

運用の方法なんですけれども、議員間討議の事前通告の試行運用をしてはどうかということで考えております。期間につきましては、スムーズにいけば令和6年の6月定例会議から12月定例会議まで実施してはどうかと考えております。試行をこの令和6年度の1年間を考えたときに、12月までお試しでやってみて、年度内に、じゃ、実際どうだったか、こういうところは改良があるんじゃないか、実際に運用するに当たってはということらで御協議いただく時間を含めまして、12月

が目安ではないかということで書かせていただいたものです。

その下、議員間討議の実施についてなんですけれども、議員間討議の時間であるとか回数制限を設けないということで、こちらは今までの運用と変更はございません。

その下、会議時間を考慮し、テーマの数を設定するとしております。

議員間討議、今の段階では、今定例会ではなかなか実施していないという現状がございます。それを、事前通告をすることで活性化を図るわけですが、審査時間等も限られておりますので、試行期間の間はテーマの数をちょっと、1個か2個とか設定して実施してはどうかということで書かせていただきました。

続いて、4番、手続についてです。

じゃ、具体的にどういうふうを実施しているかということで、案を書かせていただいております。

定例会での初日、本会議が終わった後、各常任委員会で、付託される予定の案件であるとか審査日程について御協議いただいていると思うんですけれども、その中で、今回討議したい内容はどんなものがありますかということで募集をかけていただく方向で考えております。

2番、締切りについてなんですけれども、初日、提案理由説明がございまして、土日を挟んで次の翌月曜日が、通常ですと質疑通告の締切りとなっているかと思うんですけれども、その質疑通告の締切りと同日までに事務局宛にこの様式を持って、私はこのテーマについて議員間討議を行いたいということで提出いただくような流れを考えています。

やはり、議員間討議のテーマを決めるに当たって、当日執行部から提案理由説明とかあると思いますので、その提案説明を聞いてから募集をかけたほうがいいのかということで、この募集と締切りの日程を設定させていただいたところです。

続いて3番ですね。

実際に、じゃ、皆さんから事前のテーマをいただいた後についてなんですけれども、試行運用の中では、正副常任委員長が議員間討議のテーマを決定し、決定内容をサイボウズで委員に周知してはということで書かせていただきました。

こちらについてはなんですけど、皆さんから実際にテーマが集まってきて、本来であれば委員会を開催して、じゃ、これにしますかというふうに決めたほうがいいのかなどは思ったんですけれども、やはり定例会議が始まりますと、代表質問であるとか一般質問、また、委員会の審査の準備等もありまして、なかなか

か会議時間が取ることも難しいのではないかなということ、試行の中では正副常任委員長にちょっとお任せして、実際に議員間討議は、じゃ、これにしようというテーマを決定いただければいいのではないかなということ、で書かせていただきました。

4番、続いて、実際になんですけれども、こちらは委員会の実際の審査の中で議員間討議を実施する。今も質疑の間に議員間討議を挟んでいただいていると思うんですけども、そのの流れと同じ流れの中で、事前に通告をいただいた議員間討議に対するテーマについて議員間討議を実際に実施していただくというようなことで考えております。

基本的には、事前に通告をしているということもございますので、委員会や委員の皆様が発言していただいて、共通認識を図っていくということをしていただければなというふうに考えております。

5番、その他についてです。

議員間討議を実施する上で、研修でグランドルールなんていうのを設定している議会もあるよということ、で学んだかと思えます。

ですので、ぜひうちのほうでも改めて、議員間討議をやる上で、こういう心構えでやってくださいというものを設定してはと思ひまして、書かせていただきました。

米印にも書かれておりますとおり、適用は全ての議員間討議で、この心構えに基づいて皆さん発言していただく、自由発言ではあるんですけども、この4つの項目について気をつけながら話していただければということ、で挙げております。

1番、事実に基づいて話す。2番、自分が正しいという前提で話さない、聞かない。3番、否定しない、判断しない、決めつけない。4番、多様な声を尊重するということ、で、議員の皆さんにはいろんな方いらっしゃる、それぞれの立場で御発言いただきますので、これらに注意して議員間討議を深めていけるのではないかなということ、で書かせていただきました。

次のページに行きまして、論点ということ、です。

今まで1から5番で説明させていただいた内容で、じゃ、事前通告を導入するのかどうか、取り扱うテーマの数をどうするか、手続に問題はないか、試行期間はいつまで設定するか、あと、グランドルールを設定するかどうかといったところをポイントに、皆様に御協議いただければということ、で論点を記入させていただきました。

最後、7番、スケジュールについてです。

本日、頭出しさせていただきましたので、4月、来月の議会運営委員会において、各会

派での意見を取りまとめ、御協議、スムーズにいけば決定いただければと考えております。スムーズにいきましたら、その5月の全協において説明して、6月定例会議において試行。で、試行が終わった後、改めまして議会運営委員会のほうで運用ルールなどの再検討をしていただければと考えております。

説明については以上です。

○中里委員長 説明ありがとうございました。この案件の議長提案による諮問ということで、議長から今のところ何かございますか。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○中里委員長 ということ、今日はまず事務局案ということで頭出しをさせていただきました。

次回の4月12日、各会派に御意見をいただきたいというふうに思いますので、御検討のほうをよろしくお願いいたします。

なお、委員会審査の内容のため、正副常任委員長に情報提供を行いまして、意見をいただく予定となっております。

皆さんからこの時点で何かございますか、分からないこととか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 大丈夫ですかね。

取りあえず、分からないことがあれば事務局等に聞きに行っていたらというふうに思います。

それでは、(4)を閉じたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○中里委員長 では、(5)のその他に移ります。

(5)のその他、協議事項として、その他、何か皆さんからございますか。

〔発言する人なし〕

○中里委員長 じゃ、なければ、次回の開催でございまして、4月12日金曜日午前10時から303会議室で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

----- ◇ -----

◎閉会の宣告

○中里委員長 それでは、議会運営委員会を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

閉会 午後 零時05分